

第7部 計画の推進

1. 計画の着実な推進に向けて

- ・本計画の推進にあたっては、今後策定又は改定等が予定されている、「岐阜県地球温暖化対策実行計画」、「生物多様性地域戦略」、「岐阜県廃棄物処理計画」など、環境に関連する各種計画・ビジョン等における具体的施策も実施しながら、「清流の国ぎふ」づくりを着実に進めていきます。

2. 推進体制

- ・本計画に掲げる環境に関する施策、取組みは、本県の行政全般に関わるものであり、本計画の着実な推進のためには全庁的な取組みが必要です。
- ・組織体制にあたっては、幹部会議等の庁内組織を通じて本計画の進捗状況等の点検、施策の見直し等を図ります。
- ・意見及び助言を受けるため、岐阜県環境審議会に報告します。

3. 各主体の役割

- ・県民の役割
環境問題の多くは、私たちの生活から生じる環境への負荷がその一因となっていることから、それを自らの問題としてとらえ、環境保全への意識を一層高めるとともに、日常生活において積極的に環境に配慮した取組みを行っていくことが期待されます。
- ・地域住民組織・NPOの役割
地域における環境保全活動はもとより、専門的な知識や技術を有していることから、行政ではできないきめ細やかな活動が期待されます。
- ・事業者
企業としての社会的責任の重要性から各種法令の順守はもとより、環境に配慮した経営を進めることが必要です。また、行政や地域との連携により環境保全に関する活動に積極的に参画することが期待されます。
- ・市町村
地域住民に最も近い自治体として、様々な環境課題に取り組む際には、より効果的できめ細かな施策を行うことができます。それぞれの社会的、自然的条件に応じた地域の環境保全の推進役として期待されます。
- ・県
県は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、その成果を広く公表し適切な進行管理を行います。
また、自ら率先して環境への負荷の低減を目指した行動を実践します。

4. 進行管理

- ・本計画に掲げた目標、施策については目指す数値目標の達成状況、各施策の進捗状況等を確認しながら適切な進行管理を行います。
- ・本計画の進捗状況等を岐阜県環境審議会に報告するとともに、その状況を毎年「環境白書」や岐阜県ホームページにおいて公表します。